

清須市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）取扱要綱

（目的）

第1条 この要領は、市内の飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、飼い主のいない猫によるトラブルを防止するとともに、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境を確保するために、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い主のいない猫 所有又は占有の意思を持つ特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- （2） 不妊手術 オス猫の去勢手術又はメス猫の避妊手術をいう。
- （3） 地域猫 飼い主のいない猫のうち、地域において不妊手術、給餌、トイレの設置及び排泄物の清掃を実施する等、一代限りの命を全うできるよう適正に管理されている猫をいう。
- （4） 地域猫活動 前号に規定する地域猫を適正に管理する活動をいう。
- （5） 地域猫活動団体 2人以上（別世帯の者に限る。）で構成され、前号に規定する地域猫活動を目的として結成した団体をいう。

（交付対象）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、市内で地域猫活動を実施する地域猫活動団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる飼い主のいない猫について、チケットを利用しようとする者は、チケット交付の対象外とする。

- （1） 里親に出すことを前提とした飼い主のいない猫
- （2） 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- （3） その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

（申請）

第4条 チケットを利用しようとする者は、不妊手術の実施前にさくらねこ

無料不妊手術チケット交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請の可否について、さくらねこ無料不妊手術チケット交付承認通知書(様式第2)により通知するものとする。

(チケットの交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、チケットを交付するものとする。

(チケットの返還)

第6条 市長は、チケットの交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用が不相当と認められるとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(利用報告)

第7条 チケットを利用した者は、不妊手術終了後、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第3号)を提出するとともに、利用しなかったチケットは速やかに返却しなければならない。

(免責)

第8条 市長は、チケットの使用に関連して生じた事故について、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

(損害賠償)

第10条 地域猫活動団体が、チケットの使用により第三者に与えた損害に関しては、当該団体がその賠償の責めを負うものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。